

我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針) (パブリックコメント案概要)

1. 指針策定の背景・目的

(カーボン・オフセットとは)

市民、企業等が、

- ① 自らの温室効果ガスの排出量を認識し、
- ② 主体的にこれを削減する努力を行うとともに、
- ③ 削減が困難な部分の排出量を把握し、
- ④ 他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等（クレジット）の購入、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動の実施等により、③の排出量の全部又は一部を埋め合わせる事

(カーボン・オフセットの推進の意義・期待される効果)

- ① 低炭素社会の実現に向けた市民、企業等の主体的な削減活動の促進
- ② 国内外の温室効果ガスの排出削減・吸収や公害対策、持続可能な開発を実現するプロジェクトの資金調達への貢献

(指針策定の目的)

- ① カーボン・オフセットに関する理解の普及
- ② 民間の活力を生かしたカーボン・オフセットの取組の促進と適切かつ最小限の規範の提示
- ③ カーボン・オフセットの取組に対する信頼性の確保
- ④ カーボン・オフセットの取組を促進する基盤の確立

2. 我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)

(1)カーボン・オフセットの基本的要素と類型

- ① 市場を通じて広く第三者に流通するクレジットを活用したカーボン・オフセット
 - ・商品使用・サービス利用オフセット
 - ・会議・イベント開催オフセット
 - ・自己活動オフセット
- ② 市場を通さずに特定者間のみで実施されるカーボン・オフセット

(2)温室効果ガスの排出削減努力の実施

カーボン・オフセットを行おうとする者は、自らの排出量を認識し排出削減努力を行うことが望ましい。また、温室効果ガス排出量の「見える化」、排出削減の手順の明示が必要である。

(3)カーボン・オフセットの対象とする活動からの排出量の算定方法

カーボン・オフセットにより埋め合わせる対象となる活動の範囲（バウンダリ）は、原則として、オフセットを行おうとする者が主体的に選ぶものである。カーボン・オフセットの取組を広めるため、多くの具体的な事例を示すことが有効である。また、対象とする活動から生じる排出量の算定方法について、公的機関が基本的かつ簡易な手法を提示することが有益である。

(4)カーボン・オフセットに用いられる排出削減・吸収量(クレジット)

カーボン・オフセットに用いられるクレジットについては、①排出削減・吸収の確実性・永続性、③同一のクレジットが複数のカーボン・オフセットの取組に用いられないこと等の一定の基準を満たしていることを第三者機関が認証する必要がある。当該第三者機関の能力等については、公的機関が確認する仕組みが必要である。

上記の一定の基準を満たすクレジットとしては、気候変動枠組条約の京都議定書に基づいて発行される京都メカニズムクレジット、環境省が 2005 年から実施している自主参加型国内排出量取引制度 (JVETS) で用いられる排出枠、上記の一定の基準を満たす VER (Verified Emission Reduction) 等のクレジットがあげられる。

また、カーボン・オフセットに用いられる同一のクレジットが複数の取組に用いられないことを確保するため、公的機関等が登録簿等の必要な基盤整備を実施する必要がある。

(5)オフセットの手続

クレジットの埋め合わせに当たっては、管理されたシステム上で無効化する必要がある。

カーボン・オフセットの対象となる活動からの排出があつてから又はオフセットを実現するサービス・商品が購入されてからただちにクレジットを無効化することが望ましいが、現時点において我が国で流通するクレジットの量が限定的であることを考慮し、当面は、遅くとも半年から一年以内にオフセットを実現することが望ましい。

他方、温室効果ガスの排出削減・吸収プロジェクトへの資金提供に意義を見いだす市民、企業等が行うカーボン・オフセットの取組など、無効化までの期間が一年を超える場合には、資金の管理、説明・報告責任の実行等を適切に行う必要がある。

(6)カーボン・オフセットの実施に際しての透明性の確保

カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を確保するためには、透明性の向上、消費者に対する十分な説明が必要である。カーボン・オフセットの取組を行う者等は、取組の内容について必要な情報を公開することが求められる。公的機関は、透明性の確保に関する基準を検討・策定する必要がある。

(7)カーボン・オフセットに関する第三者認定とラベリング

カーボン・オフセットの取組について、第三者機関による認定を受けていることが望ましい。公的機関は、この認定の基準を検討・策定する必要がある。

また、その第三者機関による認定を受けたサービス・商品、企業、会議・イベント等は、当該認定を示す一定のラベリングを行えるようにすることが望ましい。公的機関は、このラベリングのあり方について検討・策定する必要がある。

3. 我が国におけるカーボン・オフセットの取組に対する支援のあり方について

カーボン・オフセットに関するプラットフォームの創設、カーボン・オフセット事業モデルの公募・表彰等により、カーボン・オフセットの取組を支援する必要がある。